

第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画 柱及び基本施策の見直し案

柱1

柱	基本施策	参考：具体的な対策(現行計画) ※今回の審議対象外
<p>地球温暖化防止を推進するための基盤の構築</p> <p>↓ 修正</p> <p>地球温暖化対策を推進するための基盤の構築</p> <p>市民や事業者の取り組みが効果的に行われるように、市民や事業者の活動の基盤を整備します。そのために、本市の地球温暖化を防止するための方向性を明確にするとともに、地球温暖化の防止のためのリーダーの育成の機会や情報交流の場を整備します。</p> <p>↓ 修正</p> <p>地球温暖化対策を生活や事業活動に根付いたものとするため、取組の裾野を広げる活動を中心となって担う人材を育成するとともに、活動の交流の場づくりを行います。また、それらの活動を推進する政策的な仕組みを構築します。</p>	<p>温室効果ガスの排出抑制に貢献する人づくりと仕組みづくりを進めます</p> <p>↓ 修正</p> <p>1 地球温暖化対策を推進する制度の構築</p> <p>2 環境にやさしいまちづくりに取り組む人づくり・交流の場づくり</p>	<p>参考：具体的な対策(現行計画) ※今回の審議対象外</p> <p>①市民・事業者・市の参画と協働による条例制定 (新規)地球温暖化対策のための条例制定の検討</p> <p>②地球温暖化抑制に貢献する人づくり (継続・拡充)環境教育・学習を推進する人材の育成 (継続)緑を増やす人材の育成</p> <p>③地球温暖化対策の推進のための情報交流の場の提供(設置) (継続)市民参加型のイベントの実施 (継続)環境に配慮した活動の支援等 (継続)自治会、まちづくり協議会などコミュニティを中心とした活動の支援</p>

柱	基本施策	参考：具体的な対策(現行計画) ※今回の審議対象外
<p>市民・事業者の省 CO2 のための行動促進</p> <p>↓ 修正</p> <p>エコなライフスタイル・事業活動の実現</p> <p>地球温暖化を防止するためには、本市で活動するすべての市民、事業者が取組を行う必要があります。市民や事業者の理解の増進のために、わかりやすい情報や身近な取組の効果等の情報を提供します。同時に啓発や教育の機会を増やし、取組の理解の深化に努めます。</p> <p>市は率先して地球温暖化防止に取り組み、その内容やその効果等を公表することで、取組の普及を促進します。</p> <p>↓ 修正</p> <p>2030 年における温室効果ガス排出量削減目標を達成するためには、市民一人ひとり、個々の事業者がライフスタイルや事業活動を省エネルギー型に転換していく必要があります。そのために、わかりやすい情報や身近な取組の効果等の情報を提供するとともに、啓発や教育の機会を増やし、取組の理解の深化に努めます。</p> <p>市は率先して事務事業における省エネルギー化・省資源化に取り組み、その内容やその効果等を公表することで、取組の普及を促進します。</p>	<p>市民と事業者の創意と工夫により様々な省エネルギー、省資源などの省 CO2 のための行動を実践します</p> <p>↓ 修正</p> <p>1 生活、事業活動における省エネ行動の推進</p> <p>2 設備・機器や住宅・建物の省エネルギー化</p> <p>3 環境教育・環境学習の推進</p> <p>4 市の率先的な対策の推進</p>	<p>①インターネットを活用した情報の充実 (拡充)ホームページを活用した情報発信の充実</p> <p>②市民・事業者に分かりやすい情報の提供 (新規)家庭での排出量や削減対策に対する効果の“見える化” (継続)広報、啓発冊子、ホームページ等による意識啓発、情報発信 (事例)身近な取組による削減効果の公表 (事例)市民参加型の省エネルギー実施と効果の公表</p> <p>③環境教育、環境学習の推進(エネルギー教育、食育) (継続・拡充)環境教育・学習を推進する環境教育・学習活動の支援 (継続)環境を意識した食生活の推進 (事例)学校における省エネルギー教育の推進</p> <p>④市の率先的な対策の推進 (継続)事務事業における率先した地球温暖化対策の推進 (継続)公共施設の省 CO2 化の推進 (継続)公共施設への太陽光発電設備の導入 (継続)次世代自動車の導入 (継続)街路灯の高効率化の推進</p> <p>⑤市民・事業者の省 CO2 のための行動への支援 (新規)日常生活における省 CO2 のための行動の情報の提供 (新規)設備の省 CO2 化の導入支援 (新規)環境にやさしい通勤への協力はたらきかけ (新規)地球温暖化抑制の取組に対する評価制度の検討 (新規)建築物の省 CO2 化に対する優遇措置の検討 (継続)ノーマイカーデーの実施 (事例)先進的な取組を行う事業所の紹介 (事例)事業者への省エネルギー支援 (事例)省エネルギー促進のためのインセンティブの付与 (事例)分散型電源の導入支援</p>

柱	基本施策	参考：具体的な対策(現行計画) ※今回の審議対象外
<p>地域環境の整備</p> <p>↓ 修正</p> <p>地域環境の整備・向上</p> <p>本市の地域環境を省 CO2 型に転換します。自動車道路網の整備や次世代自動車のための交通環境の整備を通して省 CO2 型の交通環境を整備します。同時に、自転車や公共交通機関が利用しやすい環境を整備します。</p> <p>また、本市の地形的な特性や気象による恩恵を活かしたまちづくりを進め、気温上昇の抑制やCO2吸収源確保のために、緑化等による市街地の緑地の拡大とともに、自然度の高い北部の森林や農地を保全します。</p> <p>↓ 修正</p> <p>移動によって排出される温室効果ガスを削減するために、自動車道路網や自転車・次世代自動車のための交通環境を整備するとともに、自転車・公共交通機関の利用を促進します。</p> <p>さらに、都市機能の集約化により、低炭素型の都市の形成を目指します。</p> <p>また、市街地における緑化の推進、森林や農地の保全により、みどりあふれるまちづくりを推進します。</p>	<p>市街地における緑化の推進、地域の特性を活かした自然環境の保全及び公共交通機関の整備を推進します</p> <p>↓ 修正</p> <p>1 公共交通機関や自転車の利用の推進</p> <p>2 次世代自動車の普及促進</p> <p>3 環境負荷を低減する都市づくり</p> <p>4 緑に恵まれた環境づくりの推進</p>	<p>①交通ネットワークの充実 (継続)効率的な自動車道路網の整備</p> <p>②次世代自動車のための交通環境整備の促進 (新規)次世代自動車のインフラ整備 (新規)次世代自動車の駐車場における優遇措置</p> <p>③自転車や公共交通機関の利用の促進 (新規)自転車利用環境の整備 (継続)(再掲)ノーマイカーデーの実施 (事例)自転車のレンタル化(地域再生を念頭に通勤用、営業用、観光用を設定) (事例)コミュニティバスの利便性向上</p> <p>④市街地における緑地の拡大 (新規)市民参加型の緑地保全の支援 (拡充)宅地等の緑化推進 (事例)植樹運動の促進</p> <p>⑤森林や農地などの保全 (継続)北部地域の自然環境の保全 (継続)農地の保全(花き・植木や農作物)</p>

柱	基本施策	参考：具体的な対策(現行計画) ※今回の審議対象外
<p>再生可能エネルギーの利用促進</p> <p>↓ 修正</p> <p>再生可能エネルギーの利用の推進</p> <p>エネルギー源として持続的に利用することができ、かつ本市に豊富に存在する太陽光エネルギーを有効に利用します。</p> <p>また、太陽光以外の再生可能エネルギーについても、技術開発の進展を見据えながらその利用を促進します。</p> <p>↓ 修正</p> <p>市が公共施設へ率先して再生可能エネルギーを導入しながら、住宅や事業所への導入を推進します。また、地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進します。</p>	<p>エネルギー源として持続的に利用することができる、再生可能エネルギーの利用を促進します</p> <p>↓ 修正</p> <p>1 住宅・事業所における再生可能エネルギーの導入推進</p> <p>2 地域資源を活用した再生可能エネルギーの推進</p> <p>3 公共施設への再生可能エネルギーの導入</p>	<p>参考：具体的な対策(現行計画) ※今回の審議対象外</p> <p>① 地域性を生かした再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>(新規)再生可能エネルギーの導入促進を図る仕組みづくり (新規)市民や事業者の太陽光発電設備の導入支援 (新規)太陽光発電以外の再生可能エネルギーの利用 (新規)再生可能エネルギーの技術開発の進展に応じた効果的な活用 (継続)(再掲)公共施設への太陽光発電設備の導入</p>

柱	基本施策	具体的な対策
<p>循環型社会の形成</p> <p>↓ 修正</p> <p>環境への負荷を低減する循環型社会の形成</p> <p>ごみの焼却や最終処分における温室効果ガスの発生を抑制するために、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。</p> <p>↓ 修正</p> <p>ごみの焼却や最終処分における温室効果ガスの発生を抑制するために、「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化、資源化、適正処理を推進するとともに廃棄物発電を実施します。</p>	<p>ごみの適正分別による減量化と再資源化の推進により、ごみ焼却量を少なくします</p> <p>↓ 修正</p> <p>1 ごみの減量化の推進</p> <p>2 ごみの資源化の推進</p> <p>3 廃棄物発電の推進</p> <p>4 ごみの適正処理の推進</p>	<p>①「一般廃棄物処理基本計画」に基づくごみ減量化・資源化の促進</p> <p>(継続) 事業所における紙ごみ減量化・資源化支援 (継続) 生ごみ資源化の推進 (継続) 生ごみ堆肥化容器(コンポスト)普及 (継続) 生ごみ処理機購入費助成金交付制度 (継続) 市民のリサイクル活動への支援 (継続) 買い物袋持参運動の推進 (継続) ごみ減量、リサイクルに関するマニュアルの配布 (継続) ごみ減量化・再資源化推進宣言の店(スリム・リサイクル宣言の店)の拡大 (継続) 事業系ごみの分別搬入の指導 (継続) プラスチック類のごみ分別に対する収集資源化 (継続) 緑のリサイクル(剪定枝の個別収集)</p>